五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る町民の自主的な活動に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和４８年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

　(1)　町内に活動拠点を有する非営利活動団体であること

(2)　団体の構成員が５人以上であること

(3)　宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと

(4)　公序良俗に反しない団体であること

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、原則として団体が新たに取り組む事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 町民公益活動

　　ア　イベント等の開催により地域活性化や賑わいの創出に資する公益的なまちづくり事業

イ　町民が自主的・主体的に行う社会貢献活動

1. コミュニティ活動

ア　区や集落等が行う地域福祉、防災、防犯などの地域住民活動

イ　地域の課題解決を図るために資すると認められる事業

２　前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

(1)　営利を目的とする興行その他これに類する事業

(2)　特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(3)　宗教活動、政治的活動、選挙活動及び公序良俗に反する活動にかかわりの深　い事業

(4)　施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業

(5)　町及び他の機関団体から補助金等の資金的援助（協賛金、寄付金を除く。）をを受けている事業

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

（補助率及び補助限度額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、１団体あたり50万円を限度とする。

２　補助金の額に１千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（事業の募集）

第６条　町長は、公募により事業を募集するものとする。

２　町長は、前項の公募を行うときは、募集要項を定めて公表するものとする。

（事業の申請）

第７条　補助金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　補助金等交付申請書（様式第１号）

(2)　事業計画書（様式第２号）

(3)　収支予算書（様式第３号）

(4)　団体概要書（様式第４号）

(5)　その他町長が必要と認める書類

（審査会の設置）

第８条　前条の規定により申請された事業の審査及び選考を行うため、審査会を設置する。

２　審査会は、10人以内の委員をもって組織する。

３　委員は、副町長、所属長、グループ長及びその他町長が必要と認める者をもって充てる。

４　審査会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

５　委員長は、審査会を代表し会務を総理する。

６　審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

７　審査会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

８　審査会の庶務は、企画課において処理する。

（補助金の交付決定）

第９条　町長は、審査会の選考結果に基づき、補助金の交付を決定し、町民提案型まちづくり事業補助金交付通知書により申請団体に通知するものとする。

２　町長は、必要があると認めたときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第10条　前条の規定により補助決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が、当該申請の内容を変更、中止又は廃止するときは、速やかに変更申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条　補助団体は、事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

1. 事業実績報告書（様式第５号）
2. 事業実績書（様式第６号）

(2)　収支決算書（様式第７号）

(3)　その他必要と認められる書類

２　補助団体は、補助事業に関する書類及び帳簿等を整理し、５年間保存しておかなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　町長は、前条の実績報告書の提出を受け、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　この補助金は、概算払により交付することができる。

（補助金等の返還）

第14条　町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金交付決定通知書を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき

(2)　事業の執行に不正行為があったとき

(3)　その他町長が補助の目的に違反すると認めたとき

（報告等）

第15条　町長は、補助団体に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日等）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（効力の消滅）

２　この告示は、令和８年度をもって、その効力は消滅する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象となる経費 |
| １　報償費 | 講師・出演者等への謝金 |
| ２　旅費 | 講師・出演者等の交通費、宿泊費等 |
| ３　需用費 | 消耗品費（事務用品、材料、道具等の購入（１万円未満のもの））、印刷製本費（チラシ・ポスター・資料等の作成、印刷等の費用）、燃料費（灯油・ガソリン等の購入費用（団体等の通常経費分は対象としない。））、光熱水費（電気、ガス、水道料等（団体等の通常経費分は対象としない。）） |
| ４　役務費 | 通信運搬費（電話料、郵便料等（ただし、団体等の通常経費分は対象としない。）、広告料（新聞広告料等）、保険料（イベント等開催時に加入する保険料等） |
| ５　使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材借上料、バス借上料等 |
| ６　その他の経費 | その他特に必要と認められる経費 |

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　五ヶ瀬町長　　　　　　　様

申請者　住　所

　　　　団体名

　　　　代表者　　　　　　　　　　印

補助金等交付申請書

　五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱に基づく、令和　　年度五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金については　　　　　　　円を交付されるよう、補助金等の交付に関する規則（昭和48年五ヶ瀬町規則第１号）第３条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

　１　事業計画書

　２　収支予算書

様式第２号（第７条関係）

事　業　計　画　書

申請団体名：

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 |  |
| 事業の種類（〇で囲む） | 1. 町民公益活動
2. コミュニティ活動
 |
| 事業の目的 |  |
| 事業の内容 | 日　時 |  |
| 場　所 |  |
| 内　容 |  |
| 対象者 |  |
| 期待される効　　　果 |  |
| 事業実施後の　展　開 |  |
| そ　の　他特記事項 |  |

様式第３号（第７条関係）

収　支　予　算　書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 摘　要 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　計 |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 摘　要 |
| 報償費 |  |  |
| 旅　費 |  |  |
| 需用費 |  |  |
| 役務費 |  |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　計 |  |  |

様式第４号（第７条関係）

団　体　概　要　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 代表者の所在地 | 〒 |
| 代表者の氏名 |  |
| 活動開始日 |  |
| 構成員数 | 個人　　　　 人 団体　　　　 団体 | 規約の有無（〇で囲む） | 有　・　無 |
| 活動の目的 |  |
| 主な活動 |  |
| 主な活動地域 |  |
| 町補助金の交付状況 |  有　・　無 　有の場合　　　　　　　年度交付額　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　 年度交付額　　　　　　　　　円 |

様式第５号（第11条関係）

年　　月　　日

　五ヶ瀬町長　　　　　　　様

補助事業者　住　所

　　　　　　団体名

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　印

令和　　年度五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　　　　　　　　号で申請のあった五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱に基づく、令和　　年度五ヶ瀬町町民提案型まちづくり事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年五ヶ瀬町規則第１号）第14条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

　１　事業実績書

　２　収支決算書

　３　事業実施状況写真

　４　領収書又は請求書（写し）

　５　その他資料

様式第６号（第11条関係）

事　業　実　績　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 |  |
| 事業の種類 | (1)　町民公益活動(2)　コミュニティ活動 |
| 事業の目的 |  |
| 実施場所 |  |
| 実施期間 |  |
| 対　象　者 |  |
| 事業の内容（具体的に） |  |
| 事業の成果 |  |
| 今後の課題 |  |
| そ　の　他特記事項 |  |

様式第７号（第11条関係）

収　支　決　算　書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 決算額 | 比　較 | 摘　要 |
| 補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (単位：円)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 決算額 | 比　較 | 摘　要 |
| 報償費 |  |  |  |  |
| 旅　費 |  |  |  |  |
| 需用費 |  |  |  |  |
| 役務費 |  |  |  |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |